

開 会

事務局 大変長らくお待たせいたしました。これから、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の第8回歴史的風土部会を開催させていただきます。

本日は、ただいまのところ、委員、臨時委員17名中14名の方にご出席いただいております。定足数を満たしているということでございます。

それから、本日の審議事項でございますが、お手元の議事次第の(1)にありますように、明日香村小委員会第二次報告(案)ということで、明日香村関連の審議があるということでございます。そこで、明日香村小委員会の委員でもあります関明日香村村長にもお越しいただいておりますので、ご報告をいたします。

それから、私どもの局長の竹歳と審議官の阿部も出席させていただいております。

それでは、まず、資料を確認させていただきたいと思っております。

お手元に11種類と、少し数が多いんですけども、資料をお配りしております。資料の一覧表と、それから、それぞれの資料にはナンバーを振っておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。なお、議事進行の説明のときには、資料ごとに右下のほうに手書きでナンバーを振っておりますので、そのページ番号で説明等をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これからの議事は、部会長をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

議 事

1. 明日香村小委員会第二次報告(案)について

部会長 本日は、大変お忙しいところ、皆様お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。それでは、早速ですが、議事に移りたいと思っております。

議題(1) 明日香村小委員会第二次報告(案)についての審議でございます。

明日香村小委員会につきましては、越澤委員に委員長をお願いして、前回の第7回部会では中間報告のご報告をいただいたところです。このたび、第二次報告として検討結果をおまとめいただきましたので、審議の経過について委員長にご報告をお願いしたいと思います。よろしく。

委員長 それでは、資料4に基づきまして審議経過についてご報告申し上げたいと思っております。

資料4の表紙の次の紙をめくっていただきまして、手書きで右下にページが振ってございますが、その1ページ、2ページをご参照いただければと思っております。

まず、前回の第7回歴史的風土部会で明日香村小委員会の第一次報告を行っております。これにつきましては、特に緊急にいろいろ検討していただきたいという事項をまず第一次報告ということで取りまとめて、既に前回の部会でご報告した次第でございます。その後、ここにございますように、再度、明日香村の現地を視察させていただきまして、委員会を開催いたしました。視察箇所については、ここに記載されているとおりでございます。

そこで、2ページ目でございますが、第3回明日香村小委員会での議題でございますけれども、主に3点でございます。歴史的文化的資産の保存・活用について、明日香村らしい景観の保全・創出について、明日香村らしい町並みの整備・保存について、これ

らの議題について活発に議論を交わしまして、論点としましては、ここにございますような、主に5点が議論されております。この議論をもとに事務局におきまして報告の素案をつくりまして、委員全員に配付いたしまして、それをもとに意見交換をしながら、ここに記載されておられません、委員、事務局同士のかなりのやりとりを経て最終的に報告の原案がまとまりました。さらに本日午前に第4回委員会を行いまして、その場で、委員の皆様は大変ご熱心なものですから、いろいろなご指摘がありまして、事務局には大変ご面倒をかけてしまったのですが、さらに直し、加筆を含めまして昼間の時間帯にこの資料を全部印刷されるということで、大変申しわけなかったのですが、そういう委員の熱心な中で本日のこの第二次報告がまとまったと。開催日数そのものは大変少なく見えるわけですが、実は議論としてはかなり濃密に行ったものでございます。

その取りまとめた報告の内容でございますが、枠で囲ってありますように、課題としては3点に整理してございます。明日香村の歴史的・文化的資産の創造的活用、明日香村にふさわしい景観の保全・創出、効果的事業の推進ということでございます。

それに基づきまして、今後取り組むべき施策の方向としまして、3点について取りまとめております。明日香村ならではの観光資源の育成、観光、交流の振興を支える基盤としくみの整備、観光、交流と連携した地域活性化策の充実という3点でございます。

以上が経過でございます。

部会長 委員長、どうもありがとうございました。

それでは、第二次報告の詳細につきまして事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、説明をさせていただきます。お手元の資料4を用いまして、明日香村小委員会の第二次報告の中身につきましてご紹介を申し上げます。

まず、12ページ以降に、前回の部会でご報告させていただき、承認をいただきました第1次報告を掲載させていただいております。この第1次報告の中では、今ほど委員長のほうからご紹介がありましたように、これまでの明日香村におけますさまざまな取り組みの評価を行った上で課題を整理し、当面緊急に取り組むべき事項と引き続き検討すべき事項の整理をしていただいたところでございます。

この緊急に措置すべき事項ということに関連いたしまして、特に平成17年度、来年度の予算に関連する部分を先行して議論していただいた経緯がございます。その結果といたしまして、19ページでございますが、平成17年度の明日香村関連予算の中で、この第1報告の中身を受けた形で、例えば明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金というお金があったわけでございますけれども、これの期間の延伸並びに増額が認められたところでございます。また、2番目の、明日香村に関します地域活動参加促進のための調査費が新たに認められたということになっております。皆様の御検討を踏まえてこうした予算が成立することができたことにつきましてお礼を申し上げたいと思います。

また、引き続き検討すべき課題ということで、右下に18ページと書いているところでございますが、4項目ほどに整理しながら、簡単な項目の整理だけしていただいております。こうした事項につきまして、第3回の小委員会、並びに本日ご議論いただいた事項などを踏まえてこの第二次報告を整理させていただいたという形になっております。

第二次報告の中身につきましては、3ページからになってございます。全体の構成といたしましては、まず4ページで、前回の中間報告でも整理をした課題につきまして、その

後行われました検討の状況なども踏まえて、さらに課題の内容について踏み込んだ形で整理をさせていただいております。明日香村の歴史的・文化的資産の創造的活用に関する課題があるのか。また、2番目といたしまして、5ページでございますが、明日香村にふさわしい景観の保全・創出の観点から見てどのような課題があるのか。そして、6ページでございますけれども、効果的な事業の促進についてどのように進めていくべきかというような観点からの課題を整理いたしました。これを踏まえて、7ページ以降、今後、明日香村において歴史的風土の創造的活用という観点からどのような施策に取り組んでいくべきかということについてまとめたものでございます。

この取りまとめに当たりましては、これまでの課題の整理などが、どちらかといいますと、観光資源でありますとか景観でありますとか、ないしは町並みの整備といったような形で対象ごとに整理をしていたのですが、そうではなくて、総合的な施策の推進という観点から、課題の扱いそのものを再整理いたしまして3つの項目に集約をして、今後の取り組むべき施策を取りまとめたという形になっております。

1点目といたしましては、まず、その重要な観光資源となります、明日香村ならではの歴史的風土を活用した資源をどのように育て、また整備をしていくかということ、2つ目といたしまして、その観光資源を活用した観光や交流という実際の活動を支えていく上での基盤整備あるいは仕組みの整備といったものをどのように進めていくべきか。3点目といたしまして、その観光、交流というものを、いかにして地域の活性化につなげていくのかという観点で整理を行ったところでございます。

1つ目の、明日香村ならではの歴史的風土を活用した観光資源の育成に関しましては、さらにその内容を4項目で整理してございます。

1点目といたしまして、従来、明日香村の歴史的・文化的資産に関しましては、保存という観点から主に対策が講じられてきたわけでございますけれども、これに、その創造的活用ということで、観光や交流への活用のあり方という視点を加えて、文化財、観光、町づくり、農林業等の関係者が連携して、改めて基本的な方針や計画を示す必要があるであろうと。また、それを実際に推進していくための体制を整備していくことが重要であるということがまず1点目でございます。

2点目といたしましては、特に、現在の明日香村のっておりますいろいろな資源の内容が、必ずしも現地で往時の生活、文化などを体験できるような拠点的な施設がないということがたびたび指摘をされておまして、古代におけます宮殿でありますとか庭園の全貌、あるいは政治経済のありよう、庶民の生活、農業などの産業、都市計画や土木技術といったような、飛鳥時代そのものに関しまして実際に現地で見えて体験できるような拠点的な史跡の整備が必要であるということでございます。

3点目といたしまして、来訪者の方々、明日香村を訪れる方々は、それぞれの関心の内容に応じていろいろなニーズをお持ちであると。そうした多様なニーズをお持ちの来訪者の方々の、多様な期待にこたえる歴史文化の学習の場の整備が必要だということでございます。それぞれの来訪者の方々の期待に応じまして、それぞれの方々のレベルでありますとか、その関心の対象などに応じて選択的にいろいろなものが選べ、幅と深みのある歴史文化の学習の場を整備する必要があるということでございます。あわせて、それをサポートするための情報提供のためのシステムのあり方、また、新しい技術ないしは演劇や語り部といった、人のぬくもりのある方法、ないしは実際にその中に入って参加するという体

験イベントなど多様な手段によりまして、飛鳥地方の歴史文化を紹介する方法について検討することが必要であろうということでございます。

4点目といたしまして、明日香村の大きな魅力といたしまして、現在も新たな発見が毎年生まれてきているという状況がございます。こうした新しい文化財調査の成果などにつきまして、現地でそれを活用する仕組みを構築することが必要であろうということでございます。

2つ目の視点といたしまして、こうした観光資源を生かして実際に観光、交流を振興していく上で必要となります基盤でありますとか、ないしは仕組みといったものの整備のあり方についてでございます。こちらのほうも、大きく5点に整理をしております。

1つ目といたしましては、こうした観光や交流の振興を図っていく上で、その基礎となります交通計画あるいは土地利用計画について点検をし、その内容について再検討することが必要ではないかということでございます。現行の土地利用計画あるいは交通計画といいますが、どちらかといいますと、歴史的風土の保存、あるいは地域の住民の方々の生活との調和ということを念頭に置いておりますので、それに観光、交流の振興という視点を加えて全体を点検することが必要であろうということでございます。

2点目といたしまして、実際に観光、交流を振興していく過程で、来訪者の方々にたくさん訪れていただくということを目的とするわけですが、その来訪者のための施設整備などの充実を図るべきであるということでございます。一つには、国内外からの来訪者の方々に對してどのような施設などが不足し、また改善が必要かということ点を点検して、それらを改善していくことが必要であるということ。

特に、村内の移動手段につきましては、飛鳥地方といえますのは、中を移動するというそのものが一つの楽しみになるという場所でございますので、明日香村にふさわしい交通手段について検討することが必要であるということ。その中でも中核的な役割を果たしてまいりました明日香周遊歩道につきましては一層の活用を図っていくべきであるということ。そして、サービスの観点から、来訪者の立場に立ったサービスを提供していくことが必要だということございまして、初めて来られる方には、来てよかったと。またもう一度来ようと思っただけのようなサービスを提供することが必要だということでございます。

3番目といたしましては、「明日香村らしさ」というものを来訪者の方に感じていただく上で一番重要な景観につきまして、その景観のコントロールを行っていくことが必要だということでございます。昨年、景観法という新しい法律の枠組みができましたけれども、こういったものも活用しながら、明日香村らしさを演出する景観の保全、改善を進めていくべきであるということでございます。

4点目といたしましては、景観阻害要因と従来呼んでおりますけれども、明日香村にふさわしくない、明日香法制定以前からある、例えば工場のようなものがございますとか、そういう景観を阻害する要因、あるいは来訪者に対しましてさまざまなサービスを提供する拠点利用地区のようなもの設定など、新たな土地利用ルールのあり方について検討が必要であるということでございます。

最後、5点目といたしましては、明日香村だけで考えるのではなくて周辺の地域、具体的に申し上げますと、例えば奈良県内、あるいは、昨年世界遺産に登録されました熊野古道でありますとか、一昨年に古都に指定されました大津市など周辺の、飛鳥地方と密接な

関係がある地域と連携をしながら、広がりとお行きのある観光施策を展開していくべきである。このために情報交換や相互連携のための仕組みづくりが必要であるということでございます。

大きな3つ目の視点といたしまして、これらの観光、交流の活性化を地域の活性化につなげていくための手段の充実ということでございます。

1つ目といたしましては、やはり明日香村の基盤をなしております産業であります農林業との連携でございます。現在の明日香村らしい風景といえますものは農山村風景でございます。この歴史的風土の保存の観点からも農林業の振興は極めて重要な課題となっております。このために、例えば、来訪者にとって魅力のある農林産品など明日香ブランドの育成でありますとか、アグリツーリズムやグリーンツーリズムなど、農業と関連した観光プログラムの開発など、農林業と観光産業の一体的な振興策の展開が必要であるということでございます。

また、次の視点といたしましては、既に、例えば各種オーナー制度でありますとか、山林への管理ボランティアなど、明日香村の外に住んでおられる方々が実際に明日香村の中に入っただいて、明日香村の活性化にいろいろな活躍をしていただいているところでございますが、こうした交流人口によります地域の保全活動について、引き続き、継続的また効果的に展開されるような仕組みづくりが必要であるということでございます。

3点目、最後でございますけれども、特にこうした地域活性化策につきましては、現在は個別それぞれの事業ごとに取り組まれているという状況がございまして、横の連携が必ずしも十分ではない。また、来訪者の方からしてみれば、明日香村というのは一つの地域でございますので、この明日香村全体での来訪者に対します窓口機能の統一でありますとか、いろいろな活性化の実施機関の連携といったようなことを図っていくために、地域活性化を推進するための体制を整備することが必要だということを整理してございます。

最後、11ページで「おわりに」ということでございますけれども、明日香村の特別措置法が制定されて四半世紀が過ぎ、ようやくその中身が、保存から活用という方向に大きくかじが切られてきているという状況にあります。まさにこのタイミングでしっかりと観光、交流を念頭に置いた地域づくりへの取り組みを始めないと、逆に、明日香村らしい風格のある地域づくりでありますとか、資源を生かした地域の活性化に支障を生じかねないとの状況でもございます。こういう認識のもとに、基本は、村民の主体的な取り組みということを念頭に置きながら、明日香村と村民が一体となって主体的役割を担いながら、県、国の支援もしくは国民の理解と協力というものを得て、こうした明日香村の問題解決に当たっていくことが重要であるとの認識を最後に整理させていただいております。

以上でございます。

部会長 それでは、ただいまのご報告につきまして、ご質問あるいはご意見等、ございましたら、委員の皆様、どなたからでも結構ですから、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

A委員。

A臨時委員 この文章とは直接関係はないかもしれないのですが、奈良県と明日香村にお願いしたいことがあります。

それは、この明日香問題が起こって以来、四半世紀にわたりまして、明日香村民の意識

というのは、生活の便利さを抑制された文化財公害の被害者という意識が強かったと思います。つまり、村を取り巻く歴史的景観というものは、都会で快適な生活を送っている人のものであって、自分たちには無縁のものであるという意識が強かったと思います。私は、この際、こういった被害者としての意識を大きく変える努力を、村や、あるいは奈良県のほうでしていただきたいと思います。そういった意識改革が行われてこそ、今申された改革案が生かされていくのだらうと思います。よろしく願いしたいと思います。

部会長 ということでございますので、よろしく申し上げます。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、B委員。

B委員 この計画の中で、もしかしたら私は見落としているかもしれないんですけども、観光資源というのが、結局、見に来られる方々のための観光資源であるということは、これから来られる方々の落としていくお金も非常に地域にとって大切なものだと思うんです。そのときに、産業とか、あと観光によって売られる物というのも一つの景観として考えてさしあげないといけない。例えばお店ができたりとか、これは別に明日香だけではなくていろいろな地域もそうだと思うんですけれども、例えばキタキツネがはやり始めると、どこでもキタキツネを売ようになってしまって、それで、お店屋さんとかが非常に乱開発するような状態になってしまう。これは海外でも見られる傾向なんですけれども、ディズニーワールドのあるオーランド地域でも、南のほうのキスミー周辺というのは都市計画がされていないわけですから、ディズニーのイメージが非常に崩れてしまって、例えばアダルトのおもちゃのショップとか、とにかく観光客のためのグッズしか売っていないわけですから、その地域の統一というものがなくなってしまうわけなんです。

それで、観光の中で大切なものの順位からすると、例えば、見た感じの景観でありながら、あと、ランドスケープもそうだと思うんです。こういうお店屋さんというのもすごく重要ですが、カーメルという町は、非常に観光客が多くて、カリフォルニア洲のペブルビーチというゴルフ場のすぐ近くなんですけれども、彼らが自分たちの都市計画、町づくりの中で自己規制している一つのコンセプトは、自分たちの地域に、全国展開しているレストランやショップは中心部に入れないということを地元の商工会で自己規制しているわけなんです。それで、アメリカ全土で買えるようなものは、その中心部の観光客が一番来る地域には絶対に許可しないということで、みずから自分たちで、どういう商品、どんな質のものであるかということまできちっと考えて、それで、周りの景観とか周りの風景にそぐわないような形での商品選びもしているわけですから、そういう点では非常に質が高く見えるわけなんです。

例えば京都へ私たちが行って、非常にすばらしい日本の昔からの伝統的な工芸品もあれば、何でこんなものまでここで売らなければいけないのかしらと思うようなものもそこに含めてある。こうやって歴史的風土ということを考えたり、または、こういう保全をするときに、やはりお店とか産業というものをその中に組み込んだ形でのいろいろな決めたものというのがここに一つ入っていないと、すばらしい景観ができました、お客様が来ました、ただで商売をするときのお店屋さんの内容はという話になると、その地域と全くそぐわないものもあるので、それを全部にやればいいということは言いませんけれども、例えばその遺跡や観光資源になっているところの何メートル以内はこういうことはしませんとか、こういうことまでも考えましょうということも大事です。

今、先生から話があった文化財公害というか、皆さんが困っていらっしゃるものの中で、ローテンブルグ・オブ・デア・タウバという　ローテンブルグという町がドイツにあって、皆様ご存じだと思いますけれども、オールドタウンとニュータウンというのを分けて、オールドタウンの、例えば明日香村みたいなところでは近代的なものは建てないけれども、どこかで線引きして、ここからは新しい開発をしてもいいとか、そういう守りながら新しくということのメリ張りがそこではっきりしていないと、住んでいらっしゃる方も大変でしょうし、私たちが観光として訪れていったときでも、「遺跡を見に来たのに、何でこんなにごちゃごちゃしているのかしら」というふうなイメージもあると思います。そういうところまで立ち入ることは押しつけがましいかもしれないんですけども、ほんとうの意味で観光資源としてこの歴史的なものを守っていくためには、すごく重要なことのひとつではないかなという感じがいたしますので、もしそういうところを少し組み込むこともできるのでしたら、ぜひ産業のほうも入れていただきたい。

部会長　ありがとうございます。保存と活用の問題。保存するだけでなく、活用ですから当然、観光とか交流の問題がある。人々が来るし、お土産物だけじゃなくて、いろいろあると思いますね。それは、ショップとかグッズとか、レストランも含めて、人々へのホスピタリティーの手段であり、お土産であり、それから経済活性化でもあるんですが、同時に文化普及の手段でもあるわけですね、その選び方によって。まさにそこにふさわしいようなものを皆さんが選ばれるというようなことももちろんあるんだと思いますが、それと同時に、古いものをどこまで守って、新しいものを入れていくかという問題もあります。

委員長、何かそういうご議論ないしは方向は、委員会でありましたでしょうか。

委員長　実は観光問題については、相当突っ込んで議論したと思っております。その結果、たしか私の記憶では、以前の歴史的風土審議会時代に明日香のことも議論しておりますが、今回の明日香村小委員会では、明日香村らしさとか明日香のブランドとか、そこら辺はかなり議論してこういう言葉が出てきたということだと思っております、それ以上のことはむしろ、あるいは関村長とかA先生のほうがふさわしいかもしれないのですが。あるいは事務局がフォローされますか。どうされますか。もしお願いできましたら。

部会長　そうですね。ちょっと今のような問題について、お願いします。

明日香村長　明日香村では、特に今、B委員からおっしゃっていただいたことは重々理解して、建物、そしてまた、お土産類についても、明日香村でできるものを最優先して、できるだけ明日香らしさという枠の中から出ないように、きちっと指導していきたいと思っておりますし、今もそういう形にほぼなっていると思いますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

部会長　もう以前からそういうことをやっておられるということだそうですから、そのままぜひ継続していただきたいと思っております。

ほかにいかがですか。

どうぞ、C委員。

C臨時委員　いろいろな観光資源があると思うのですが、私たちは、飛鳥寺、川原寺の発掘を続けてきました。出土した仏教伝来時の遺物は、デザイン的にすばらしいと思うのです。屋根がわらのデザインで一番古いものは百済のものとも通じております。また、川原寺で出ております、弁が2つ重なったかわらのデザインとか、垂木先の飾りとか

瓢仏などのデザインを生かして、例えばネクタイピンとかカフスボタンとか、あるいは、きれいな絹の染物とか、すぐれたデザイナーをお願いして村内の工業として限定でつくるというふうな、デザインの開発というのは非常に大事だと思います。

少し地域を広くとりますと、江戸時代に吉野塗、高取塗という華やかな漆器が、あの辺でつくられておりました。そういうものもぜひもう一度再興して、これも地域限定でつくっていく。そういうことをこれから補助してでもつくり上げていく。そういう観点も必要じゃないかと思います。

部会長 ありがとうございます。それこそ明日香ならではということですね。どうぞ。

A臨時委員 先ほどの関村長の補足なのですが、ニュータウンとオールドタウンのことでありますけれど、今、明日香村では総合開発の委員会を新たに立ち上げておまして、どの程度のところまでが新しい生活に適應するかということの選択をしている最中です。そういったものにおこたえできるのではないかと思います。そういうことですね。

部会長 ということだそうです。

ほかにいかがでございましょうか。

特にほかにご意見、ご質問がないようでしたら、今まで出たご注文等はぜひ明日香村のほうで、いろいろお考えいただいて、続けてそのような方向で進めていきたいと存じます。

それでは、明日香村小委員会の第二次報告、今ご説明いただいたのは、当部会として了承するというようにしてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

部会長 ありがとうございます。

委員長をはじめ、明日香村小委員会の委員を務められた当部会の委員の皆様におかれましては、お忙しい中、報告の取りまとめをいただいて、大変ありがとうございました。

なお、明日香村小委員会につきましては、提言として本報告を取りまとめていただきましたので、本日をもちまして審議終了ということにいたします。

2. 古都保存行政の理念の全国展開について

それでは、続いて議題(2)、古都保存行政の理念の全国展開について、ご審議いただきたいと思います。

それでは、事務局から資料のご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、続きまして、資料5によりまして、古都保存行政の理念の全国展開につきましてご説明を申し上げます。

この古都保存行政の理念の全国展開につきましては、この資料の1ページにございますように、平成10年に歴史的風土審議会、こちらの部会の前身でございますけれども、こちらのほうから意見具申という形で、古都保存行政の理念の全国展開が今後必要であるという趣旨のご提言をいただいているところでございます。また、実際にこの古都保存行政の理念の全国展開についての検討を進めるということにつきましては、前回の部会でも、明日香村の小委員会と同様に小委員会方式でもって検討をしたいということでご説明をさせていただいているところでございます。今般、明日香村のほうの報告がまとまりましたので、引き続きまして、こちらの古都保存行政の理念の全国展開につきましても検討を進

め、報告を取りまとめていきたいという趣旨でございます。

なお、検討の内容でございますが、現時点では、古都以外の地域において歴史的風土の保存や活用を行っている都市がたくさんございますので、こういった地域の状況、あるいは法制度の活用の状況などを把握してまいりたい。また、それらを活用して、実際にその町づくりとか地域づくりといったものをどのように進めているのかということをお勉強しながら、これからの歴史的風土を活用したまちづくりや地域づくりのあり方について検討してまいりたいということで考えてございます。

進め方といたしましては、専門の小委員会を設置して検討したいと思っております。こちらの小委員会に関しましては、町づくりにもかなりかかわる内容でございますし、歴史的風土部会のみならず都市計画部会とも調整をさせていただきながら、小委員会の設置をさせていただきたいと考えております。

なお、以下は参考といたしまして、2ページには、その歴史的風土を保全、活用しながら、町づくり、地域づくりを進めていく上で、現在講じられております法制度などについて簡単に整理をさせていただきます。これですべてということではないとは思いますが、代表的なものということで整理をさせていただきました。一番最初に、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、古都法が書いてございますけれども、それ以外に、都市緑地法でありますとか、昨年成立いたしました景観法といった枠組みを使いながら、その地域固有の歴史的風土を使った地域づくりや町づくりを進めることができるのではないかと考えてございます。

また、3ページと4ページには、現在既にそうした取り組みを行われている都市ということで、これも一例でございますけれども、全国伝統的建造物群保存地区協議会、これは文化財保護法で規定されております伝統的建造物群保存地区をお持ちの公共団体の方々が主体となっていていろいろな活動をされている協議会でございます。また、歴史的景観都市協議会は、やはり同じように、歴史的な景観というものを大事にしながら町づくりを進められている市町村の方々がお集まりになってつくっている協議会でございますが、こうした協議会などに加盟されている公共団体を、これもご参考ということでリストを挙げてございます。ここにありますような都市、また、これ以外にもたくさん、それぞれの地域の財産となっております歴史的な風土を活用した町づくりや地域づくりを進めておられる公共団体はたくさんあると思いますが、そうした都市の中から幾つか具体的にそのケーススタディーといたしまして勉強させていただきながら、検討を進めさせていただければと考えてございます。

以上でございます。

部会長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見、その他、何かご発言がございましたら、どうぞ委員の皆様、どなたからでも結構ですので、お願いいたします。いかがでしょうか。

D委員。

D委員 社会資本の整備をどういうふうに進めるかという行政のあり方という観点から見ましたときに、ハードの整備だけではなくて、クオリティーが大事であるとか、そんな話がいろいろなところで出ているんですが、そのときに、私が今年度直接かかったところでもあったんですけども、その一つのキーワードになりますのが、共通しているかなと思うのが、歴史ということなんですね。あるいは懐古といったらいいのか、というのが

ございます。きょうの古都保存行政の理念の全国展開についてというのは、そういう意味では、将来の潜在的な展開可能性というものを持った非常に重要な視点であるということと、非常に将来志向、未来志向の行政として注目されるというふうに承っております。

具体的には、例えばここでいろいろな歴史的風土に係る法律というのが整理されているんですけども、実際には、例えば河川の領域なんかでも、今、河川は水害とか津波とかで何かごった返しているんですが、しかし、大きな流れとしましては、川というのが、水害が大体防止できるようになってきたという前提になりますと、今度は、みんなが、きれいな水が流れているような川がほしいと。さらに言いますと、都市水路ということで検討会があったんですけども、できれば、ほんとうにみんなが住んでいる町中にちょろちょろ流れているような川の中にメダカがすんでいてほしいとか、そんなような話が展開するわけですね。結局、何でメダカなのかというと、それは、みんなが昔のメダカの童謡というのを共通の背景として持っていて、要するにああいう景色が失われてしまったということについて、ある種の郷愁の念というのがあって、それを基盤にして町づくりを、再生してやっていこうというような発想が非常に大きな、わりと具体的な目標として設定しやすいというんですか、そんなようなことで、河川法なんていうのも実はそういうところに入っている、関連しているということがあります。

それから、道路についても実はそうで、これは道路局長さんがこの間言っていたんですけども、ちょっと私は検証していないんですけども、道というのは、もともとは「美しさを知る」という言葉なんですか、ほんとうかどうかわからないんですけども、というようなことで、ですから、産業優先の道路ではなくて、そういう歴史的な、あるいは熊野古道の話などというものもありましたけれども、ああいうものを念頭に置きながらまちづくりというようなことの中に道というものを位置づけていきましょうという話がいろいろなところで今出てきております。そういう意味では、単に古都保存行政にとどまらない、他の部署と個別問題について少しずつ連携しながらいいまいしょうか、少し連絡をとりながらやっていかれると非常によろしいのではないかなと思っております。行政としてできることはいろいろと限界もあるかもしれませんが、将来展望みたいなことはわりあい大きく持って、21世紀の社会資本整備のあり方みたいなところで、そういう潜在的な可能性を留保した形で行政が展開していくと大変よろしいのではないかと考えております。

部会長 ありがとうございます。

ご指摘のとおりだと思いますが、古都保存行政、基本的には、さまざまな法律もございますが、どういうところを保存していくか、空間的な広がり、それを全国的に考え方として展開していこうというので、それはもちろん基本的に大きな問題だと思います。そのときに、現在の状況なり、あるいは、ある地域のかつての状況を保存するだけではなくて、そこに込められた歴史的な思いみたいなものも考慮してほしいということですね。時間的な流れも古都の中に入るわけですから、その道や、それがどういうふうに使われていたかというようなことも考えた上で、道や河川というのは、私は行政の仕組みはよくわかりませんが、それぞれの仕組みについての部署があるのなら、そういうところとももちろん連絡をとって考えていただきたいということだと思います。

何か、ただいまのご要望に事務局のほうから、現在考えられているというようなことはございますか。検討するときにそういうことをぜひお考えいただきたいということだと思います。お願いいたします。

ほかにかがでございましょうか。どうぞ、E委員。

E臨時委員 この古都保存行政を広く、もう少し対象を拡大してでもと、こういうお考えのようであります。大賛成であります。私は、今ご紹介がありました全国伝統的建造物群保存地区協議会（伝建協）の会長を仰せつかっております、昭和50年に文化財保護法が改正になりまして、要するに、町並みを文化財として取り上げようといったことを、ちょうど今で30年ですね。この30年の歴史の中で、全国の50余りの都市は、ほとんどが実は田舎なんですね。日本の歴史を振り返ってみますと、例えば江戸時代の城下町といますのは、大部分が明治以降になりまして県庁所在地になっていく。そして、戦後では、経済開発の一番中心の部分になっていきますので、それぞれの地区で、かつての江戸時代あるいは近世の都市遺産というのはほとんどがなくなってしまっている。

こういう中で、今残っているところを何とか残していこうということですと運動が続いているわけでありまして。今回、景観法一つとりまして、やっぱり今、国内に日本の伝統的なものをもう一度建造物の中で、あるいは景観の中で見直していこうという動きもあります。豊かになって国内の皆さんが海外に行き、なぜ欧州にはああいう伝統的なものを大事にする気風が残っているのかというその不思議さ、つくりが石だとか何とかという話がありますが、そういったものにだんだん気づかれてきたのではないかと思います。

まして、私どもの町も、400年前、ちょうど関ヶ原の戦いに敗れた毛利が入ってきて、そしてまた、維新前夜に藩庁が山口に移るということで、その後、ほんとうに歴史の偶然でいろいろな近世の都市遺産がそのまま残っているのであります。こういったものが、まだ間に合う、守っていこうという、地域の皆さんの声として、町に対する誇りとしてそういったことを考えていこうじゃないかと、こういう機運が非常に盛り上がってきておりますので、何かこういう形で、単に建物、あるいは近世の都市遺構ということだけではなくて、そこに実は文化的な伝統的な行事とか、生活の、日々のいろいろなものの何か片りんが残っている。そしてまた、昔から地域に伝わっているいろいろな生活様式あるいは気風、気概もある。こういったものが日本的なものとして、心として、何か結びついているというふうなことも言えるわけでありまして。

古都保存の拡大と申しますか、今、大変手厚く京都や奈良、鎌倉が措置されておりますが、そういったようなことをモデルでやっていただければ、ほんとうにそういった町も、かなり今、取り組んでいらっしゃる。ほんとうに地域を挙げて、さっき言った文化財公害というようなことじゃなくて、まさに自分たちの町は誇りを持って守っていこうという機運があるということで、そういったところにぜひモデル的に何かやっていただければ、こたえる住民たちもかなりできつつあるということをご理解賜ればと思います。ぜひよろしくをお願いします。

部会長 ありがとうございます。

ほかにかが。

どうぞ、F委員。

F委員 私も、今後進めます、この古都保存行政の理念の全国展開に大いに期待しているところでございます。発端は歴史的風土審議会の意見具申、平成10年の当時と今では国民の意識も非常に変わっていると思います。今、萩市長さんからお話がありましたように、都市の歴史の重みとか、文化を含めた景観とか、これについては今、国民的な支持と申しますか、そういう背景はあると思いますので、ぜひこういうことを議論されて、また、

必要な法律制度改正があるのであれば、それはぜひ積極的に取り組んでいただいて、今、三位一体改革、いろいろ言われていますが、まさにこういうことこそ、やはり国が積極的に推し進めていただきたいと私自身は思っております。

それから、細かい点でございますが、きょうの配布資料の歴史景観都市、伝建の協議会と歴史的景観都市協議会でまとめられていますが、おそらく今、景観法をもとに、いろいろ意欲のある都市が次々に指定が始まっております。萩市も指定されたということ、私もニュースで見えておまして、さすがにすごいなと思いましたが、景観法の適用の状況とか、それから、明らかにこの中ではカテゴリーから落ちてしまうところ、例えばいろいろ話題になった山口村の馬籠とかがあるわけでありまして、歴史的、文化的な重要な資産を持っている都市あるいは小都市を含めて、少なくともピックアップはいろいろな形で工夫されるといいのかなと考えておりますので、そこら辺は今後の審議の過程の中で、事務局としてはぜひ工夫されてやっていただければなと思っております。

以上です。

部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

今、お三方のご意見はそれぞれごもっともで、重なり合うところがあると思うんですが、萩市長がおっしゃったように、ヨーロッパへ行くと昔のもの、歴史がよく残っている。これはどうも昔からそうだったようです。昔からというのは、明治以降、島村抱月がヨーロッパへ行って帰ってきて、ヨーロッパには建物なんかが残っていて歴史がずっと生きていくということを感じたらしくて、日本は地理あって歴史なしと言ったんですが、つまり広がり、新しいものをどんどん広げていくけれども、歴史がないということですね。それが、委員長のお話のように、歴史や文化、伝統に対する思いというのが今確かに大きくなってきたと思います。今後のこの古都保存行政の展開においても、そういうような視点をぜひ入れていただきたいというのが、今のお三方のそれぞれのご意見だと思います。

特に伝統的建造物地区、それから保存は、同時に、文化庁のほうでもこれはやっていきますが、伝統的建造物だけじゃなくて無形のものもあるわけですね。民俗遺産であるとか。お祭りであるとか年中行事であるとか。そういうのは、それぞれまた伝統的民俗史料とか、あるいは世界遺産でも、形のない口承無形文化財がある。この間、お能がなりました。今度、歌舞伎がなるようですが、そういうものがそれぞれの地区にあれば、それも含めた形で、つまり地理も歴史もある形で、その歴史的な風土というものを保っていくという視点が必要だと思います。

あとは、具体的には、もちろんそれぞれまた行政の分野があるのならば、そういうところとご連絡をとる。これは非常に重要だろうと思しますので、国全体としてそれをお考えの上でやっていただきたい。ご意見はそういうことだと思っております。

ほかにどうぞ。

G臨時委員 今、部会長がおっしゃった事に関連するんですけれども、どうも国土交通省で検討される場合、地域性の問題だとか、建物の問題だとか、ハードに偏りそうな感じがするので、できたら景観法のような形の大枠、歴史的風土保存のための基本法みたいにさせていただいたらいいのでは。それぞれの歴史的風土というのが無形であったり有形であったり、あるいは、東京都などの例を見ると、上水がそんなところに入っているところもあるようですから、いろいろなものがそれぞれのところで関係して異なる風土を形成して

いるのだと思うんですね。ですから、それが地元の条例などできめ細かに決めていけるような、大枠の法律体系にしていくような方向がいいんじゃないかという気がしております。あまり個別に、こういうのもあるよというふうな細かいところまで突っ込んでいかないほうがいいのかなという気がしております。

以上です。

部会長 そうですね。実際のやり方としては、そういう配慮は必要だろうと思います。ほかに、B委員。

B委員 今いろいろお話を聞いている中で思い出すことは、イギリスのナショナルトラストの制度なんですけれども、1800年代の終わりごろに産業革命で、結局、イギリスの風景がなくなった中でこのナショナルトラストができてきて、一番プライベートで大きなNPOのオーガニゼーションであるわけで、国土交通省がそういう役割ができるかどうかということはあると思うんですけれども、例えば田園風景の中では、やはり日本の畑とか日本のお米が育つその風景というのはとてもすばらしい日本の景観であり、先ほどのお話に関連することだと思うんですけれども、そういうものを保全したり守ったりするとき、今、農林水産省のほうの減反みたいな形で、つくらないでおいっているということ自体が、結局風景を壊している部分だと思うんですね。ですから、つくるとはいいけれども、それを風景として、私たちの文化遺産として、逆に減反して耕していない畑を風景として耕していけることで例えば予算をつけてくださるとか、そこで売られたお米は、例えば一つのトラストみたいなものをつくってそこにプールするとか、もうちょっと文化というものをきちっと守れるような仕組みをつくっていただけないかと思うんです。

イギリスのナショナルトラストの中では、風景のトラストと、ほかに建物のトラストと都市のトラストといろいろ分かれているわけなんです。あと、産業のトラストで、昔からの紡績工場など、そういうものまでも昔ながらの水力発電で、いまだに昔のままつくっているミルとしてやっているわけなんです。そこから糸ができて、そこで機織りで生地ができて、ものすごく高いものにはなるんですけれども、地元の方々がボランティアでそこに参加して、参加するときは、自分たちがその時代の衣装を着て、その歴史文化を皆さんに語ることが、一つの観光産業になっているわけなんです。そこで利益を得るだけではなくて、むしろ文化遺産として、イギリスの歴史として残しているわけですから、一つの仕組みなんですね。

その仕組みづくりができてくることによって、おそらく日本のいろいろな都市というのは生きてくるでしょうし、例えば建物とか町をそのままトラストに寄附してしまうと、その建物の中は袋小路にして近代的な部屋にすることができるわけです。もともとの柱をいじりさえしなければ、自分たちが代々持っていた建物を寄附することによって、その子孫の方々は安い家賃で生活することができるわけなんです。今、大きな農家を、わらぶき屋根を保ちながら残そうと思っても、なかなか個人でできないので、逆にそれを地域に寄附することによって、そのまま住んでくださいと。そのかわり、中はきれいに、袋小路にして、歴史的に残さなければいけない、もともとの柱を傷つけないようにすれば、たとえ1カ月1,000円でもいいから住んでくださいと。私が行った村でおもしろかったのが、家賃1カ月5,000円で住めるんですね、代々住んでいた方々が。その方々は、寄附することによって固定資産税がなくなるわけですから、すごく楽になるし、そういう仕組みを

もうちょっと長い講演をさせていただけるんでしたら全部話せませうけれども、きょうはちょっと時間がないので。

そういう仕組みがきちっとあるわけです。日本に当てはまるものは少しはありますけれども、日本なりに工夫しなきゃいけないものというはあると思うんですけれども、システムとしては非常にやりやすいシステムだと思うんですね。ただし、日本の税制の優遇措置の仕方とか、または、だれが所有するかとか、NPO法人の本来のあり方とか、そういうこともいろいろ含めながら考えて、法律として何かできてくれば、日本の昔のこういすばらしい伝統文化と町並みというものが、もっときちっと保全できるような仕組みというのは絶対あるはずですので、そういうシステムをもう少し勉強していただくと、いい案が出てくるんじゃないかなと思います。

部会長 局長、どうぞ。

都市・地域整備局長 今、先生方からご指摘いただいたように、我々も、歴史、文化とこのをキーワードにしているいろいろな行政に取り組もうと思っています。景観法というのを去年つくりまして、これは、都市だけじゃなくて、棚田とか、それから自然公園とか、役所の縦割りを超えた法律なんですね。そういう仕組みを一つつくりました。

今、例えばB先生がご指摘になった点について、具体的に幾つか工夫をしているので、それを少しご紹介したいと思いますけれども、1つは、田んぼとか畑をつくらなくなって非常に景観を悪くしている、これをどうしようかと。なかなか難しいんですね、つくってもらおうというのは。つくらなくなった耕作放棄地については、人をだれかあっせんしてやるような仕組みを農林水産省が考えまして、例えば景観の地区ではそういうことができるようにしようという努力が1つ始まりました。

それから、外側を残して中を改造して、文化財公害と言われないように、景観と生活を調和するような仕組みができないだろうか。文化財というのは非常に貴重なもので、指定されると、全部いじれないんですけれども、今度、景観重要建築物という仕組みをつくって、外さえ残していけば、中はいじってもいいですよ。そのかわり税金もいろいろな優遇をしますというものをつくりました。一つできていない仕組みが、さっきおっしゃったファンドのような仕組みで、実は日本の行政の中で一番残されている部分だと思うんですが、パブリックのためにお金を出したときに、相続税とか所得税とか法人税で寄附をエンカレッジするような仕組みがないんですね。それを我々も提案していて、少し長期的に考えなくてはいけないとなっています。

ただ、京都なんかでは、例えば町家を残すために京都市がファンドをつくる。それに我々のほうも一緒にやりましょうというような、住民の方とか地域の企業がそのまちを住みやすくしたりするために寄附をする。それをどんどん進められるように、そういう部分がもう少し進歩すると、ナショナルトラストみたいなことにつながっていくんじゃないかなと思います。

150年前、幕末にイギリスの公使が江戸を見て、ヨーロッパにはこんな美しい首都はないと『大君の都』に書いていたり、イザベラ・バードが山形のほうを旅行してエデンの園と言ったような、非常に我々もこの百数十年で失ったものは大きいんですけれども、ぜひそういうものを取り戻して、もう一回そういうような国にしたいなと思います。

部会長 ほかに何かございますでしょうか。

A臨時委員 結局、景観の懐メロではなくて、地域伝統の形あるふるさと創生というこ

とになるのでしょうか。

部会長 そうですね。そのやり方として、イギリスの例であるとか、それから、日本の中でも、それぞれいろいろなところでやっている、その事例研究みたいなものを皆さんに知らせるといようなことも必要だろうと思います。

それと同時に、ナショナルトラストは、上からだけじゃなくて、むしろみんな下からですね。一般の方々にもそういう意識を持っていただくようなことを、どうすればいいか。単に啓蒙すればいいわけではない。イギリスではこうやっています、しかし日本でやろうと思ったらこういうことがありますと議論する。今の税金の問題なんかは、文化財保存のとき、いつも出てくるんですが、では、どうしたらいいかということをやっぱり一緒に考えていくようなこともいいと思いますね、お役所の縦割りを越えたもので。

きょうのお話を伺っただけでもいろいろ貴重なご意見や新しい事例が出ているので、場合によっては、こういうのをまた何か一般向けのシンポジウムをやってもいいし、そのときに税金の担当の方にも来ていただいて、どうなんだと、いろいろご意見を伺ってもいい。それで、皆さんがどういうふうにするかというような形で、古都保存行政、単に上からこうしますよというだけではない、ナショナルトラストの場合にはほんとうに下から皆さんが行こうと言ったのが大きいんだと思うんですが、そういう方向に行けばいいと、私も個人的に思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、他に特にご意見もございませんようでしたら、この程度とさせていただきます、次に、議題（３） 報告事項に進みます。

３．報告事項

部会長 最初の報告事項でございますが、昨年８月２０日に開催されました第７回の部会において、大津市歴史的風土保存計画及び歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準について議決されたところですが、その後、社会資本整備審議会の国土交通大臣あての答申として、１０月７日に中野国土交通大臣政務官に対して、私から答申の手交を行いました。そのことを皆様にご報告いたします。

その後の経過につきましては、事務局からご報告をお願いできますか。

事務局 それでは、報告事項の１番目につきまして、資料６でご報告を申し上げます。

１ページでございますが、今、部会長からご紹介がありましたように、２つの議案につきまして前回の部会で議決をいただいております。大津市歴史的風土保存計画に関しましてと、もう一つは、歴史的風土特別保存地区内における行為の許可基準の改正について。具体的に申し上げますと、景観法の中で景観重要建造物というものが指定されましたので、これに関して一定の行為を認めるということと、林業を営むために行います森林の皆伐につきまして、一定の要件をつけた上で許可要件の緩和を行うという内容でございました。

２番のところに経過が書いてございますが、答申の手交を、先ほど部会長からご紹介がありましたように、平成１６年１０月７日にしていただいております。

その後、保存計画につきましては、関係行政機関等への意見の聴取でありますとか、協議といったものを行いまして、昨年１１月２６日に官報告示を行わせていただきました。

また、行為の許可基準の改正につきましては、これは政令の改正ということでございまして、昨年１２月に閣議決定を行い、その政令の公布が１２月１７日であったという形に

なっております。

以下、資料といたしまして、2ページから、答申書をつけてございます。

また、10ページには歴史的風土保存計画の決定に関します官報、並びに11ページに関連する新聞報道、12ページには、歴史的風土特別保存地区の許可要件の緩和に関します施行令の改正について官報の報告と、13ページ以降に新旧対照表を参考としてつけさせていただきます。

以上でございます。

部会長 ただいまのご報告につきまして、ご質問、ございますでしょうか。

それでは、次の報告事項に進みますが、事務局、お願いいたします。

事務局 続きまして、報告事項、資料7でございます。

こちらは、現在、政府のほうで構造改革特区という制度がございまして、この中身につきましては、2ページのほうに概要が書いてございますが、法令などによって行われている国の規制の特別措置を設けまして、特定の地域について、その特例措置を導入することによって地域の活性化をやっていこうという制度でございます。これにつきましては、2ページの下の方に書いてございまして、民間事業者ないしは地方公共団体等から国に対しまして特区の提案をしていただいて、その内容を踏まえて規制の特例を講じて、それについて個々の地域ごとに認定をしていくという仕組みになっているんですが、この制度を使いまして、昨年末から、古都の指定都市であります逗子市の住民団体の方から特別保存地区の指定の特例等について要望がなされております。その状況につきまして、ご報告を申し上げます。

1ページに戻っていただきまして、経緯のところを書いてございますように、平成16年、昨年10月に第6次の特区提案の募集を行った中で、2のところを書いてございますが、一つの構想について住民団体の方からご要望があったと。中身といたしましては、構想の内容のところを書いてございますけれども、逗子市域の歴史的な景観をつくり出しているような史跡でありますとか、ないしは緑地、こういったものが開発行為などで失われつつあるので、これらの保存についての特別措置が必要だということでございまして、3.にありますが内容が提案事項として掲げられております。この内容につきましては、これまで何度かやりとりをしておりますので、全文を書くわけにはなかなかいかないものですから、私どものほうで要旨として整理をさせていただきます。

1点目といたしましては、現在、逗子市域で歴史的風土保存区域の指定が1カ所なされておりますけれども、それに隣接する斜面緑地について開発等から保全する必要があるので、これらについて特別保存地区に早急に指定できるような要件の緩和でありますとか指定期間の短縮などを行うべしということ。

2点目といたしまして、逗子市内にあります、通常であれば古都保存法の対象とならないような歴史的風土、国の史跡等について、特例的に古都保存法の適用をしていただきたいということ。

3点目といたしまして、保存区域に指定された場合に、斜面緑地での建築規制というものを設けていただきたいという内容でございました。

現在の逗子市の歴史的風土保存区域の設定の状況でございますけれども、3ページに図面をつけてございます。これは逗子市の図面でございますが、この中で青く塗ってあるところが、現在、歴史的風土保存区域に指定されていると。また、この歴史的風土保存区域

の指定につきましては、平成8年から10年にかけて、こちらの部会の前身であります歴史的風土審議会で議論していく中で決定したものでございます。

このあたりの経緯につきましては、8ページ以降に簡単に整理をしております。平成8年から10年にかけて、歴史的風土審議会の中に古都保存検討小委員会という委員会を設けまして、鎌倉市の現地の視察などをしていく中で、鎌倉の重要な歴史的風土の一つとして、7つの切り通しの保全を積極的にやろうと。その7つの切り通しのうちの1つは名越の切り通し周辺部分について保全を図ろうとする場合に、鎌倉市域の外にも、その名越の切り通しに関連する緑地等があるということで、その鎌倉市の外についても保存をするために、逗子市を古都の対象都市として追加したという経緯でございます。

これに対しまして、もとに戻っていただきますが、住民団体等からありました要望に対しまして、今のところ私どものほうの対応といたしましては、1つ目として、逗子市の古都指定の趣旨といいますものが、鎌倉幕府が置かれた古都鎌倉の重要な歴史的風土である名越の切り通しを保存する上で、鎌倉市域の土地と一体的に保存すべき区域を逗子市域の中にも指定したというものでございますという現状のご説明、それから、従来の古都保存法の対象にならない地域的な歴史的風土や緑地の保存に関しましては、都市緑地法、景観法、都市計画法等の法令が随分充実してきておりまして、それらを活用することによりまして、あえて特例的な装置を講じなくても適切な保存措置は可能であります。具体的に申し上げますと、ほかの古都指定都市であります京都市あるいは鎌倉市などにおきまして、すべて古都法の枠組みではなくて、必要に応じてこうした古都法以外の枠組みを使って地域レベルの歴史的風土や緑地の保存を図ってられておりますということでご説明を申し上げているところでございます。

以上でございます。

部会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告について、何かご質問、ございますでしょうか。

D委員。

D委員 ということはつまり、特区の申請には賛成できないというご回答と理解してよろしいのでしょうか。

事務局 この提案者の方のご発想は、要するに、国として保存する必要性の議論等を経ずとも、市の判断で強力な特別な措置が講じられるようにしていただきたいという趣旨かと私どもは判断しております。それは、私どもとしては、必ずしもそういう方法によらなくても、市のほうで独自で講じられる手段でもって同等の措置ができるのですから、そういう特別な措置は講じなくてもよろしいのではないのでしょうかということでお答えをしているということでございます。

D委員 そうすると、先ほどの議論もございましたように、歴史的な遺産を守っていくための統一的な何か新しい法律、基本法的なものとか、あるいは、国の役割が極めて重要であるとか、そういう話との関連ではどういうふうに位置づけたらよろしいのでしょうか。これは、地方でやるのはよろしくないの、いずれ国が出てくるまでは待っていなさいと、そういう趣旨になるのでしょうか。

基本的には3.の 、 を見ますと、規制をかけてほしいという申請なので、特区は基本的には規制緩和のほうで使うようなものですので、その逆なんですね。けれども、まさに歴史的な風土みたいなものはむしろベクトルを逆にしませんと保存できませんので、そ

こら辺は一概には特区の趣旨に反するとまでは言えないのかなという感じもしておりますけれども、先ほどの議論との関連でどうかという点でご質問させていただきます。

事務局 先ほどの全国展開に関しましては、歴史的風土を活用した地域づくり、町づくりといったものが、これからの大きなテーマとなっていて、いろいろな取り組みを進めていく必要があるだろうと。現に進めている公共団体などもたくさんございますので、そういったところを踏まえながら、実際にどういうふうに進めていけばうまくいくのか、また、具体的に問題点があるとすればどういうところにあるのかということについて勉強していきたいと考えております。

そのための枠組みとして、先ほどご提案の中では、例えば一つの基本法のようなものというご提案もございましたけれども、例えば今ありますいろいろな制度をうまく組み合わせることによっても、現状うまくいっているケースもございますので、そういったところを勉強しながら進めていきたいということでございます。

今回、逗子市から上がっております提案につきましては、内容として、まさに面緑地等の開発の抑制が主たる内容となっているということと、それから現況、既に文化財保護法の中で文化財に指定されている箇所でもありますとか、ほかに近郊緑地保全区域という制度もあるのでございますが、こういったもので保全されている緑地について、逗子市としての文化財のステータスを上げるという観点から国の法律の適用をお願いしたいという内容も含まれているということでございまして、ちょっと趣旨が、いわゆる古都法の本来の趣旨と異なっているのではないかとということで、古都法の適用ではなく、ほかの方法で対応できますということでお答えをしているという形になっております。

F委員 今、D委員からのご質問があったようなことは、逆に言いますと、私は、回答はもう少し丁寧にしたほうが良いと思います。最後のご発言にあったように、古都法の趣旨をやっぱり書いて、古都法の趣旨は、一言で言うと、開発を制限するという意味と、それに対して、古都であるという重要な場所ですから、それに対する買い取り補償が特段の措置がされているという、その2点なわけですね。その開発の制限については、まさに同じ内容の開発禁止に近いものが都市緑地法の特別緑地保全地区でもともとできるわけですので、そういう制度があるということをはっきり書いたほうが良いと思います。ただし、古都法に基づくというのは、つまり、重要な国家的見地で歴史上から選んでいるわけですから、その判断基準を自治体にゆだねるということはありませんと、明確にそれは言ったほうがよろしいんじゃないかなと私は思います。これが1点です。

もう一個、そういう制度上のいろいろなやりとりもあるんですが、実態論で言いますと、たまたま私自身もこの経緯を知っているということから申し上げますと 経緯を知っているというのは、今回の問題については知りませんが、この場所についてはよく知っているということでお話ししますと、4ページの地図でござらんになると、これは西武不動産が開発しました鎌倉逗子ハイランドという大規模宅地開発ですけども、実はこれはいわくがありまして、当初は開発を、当時でいいますと住宅地造成事業の認可だったかもしれませんが、いずれにしる行政のほうで認可した区域の外側まで違反宅造して大問題になった団地であります。そのときに、それが問題があるということで、当時、神奈川県がみずから乗り出して、西武不動産が持っている周辺の土地はすべて緑地として保存するというところで、ディベロッパーと地域住民との間で合意がなされた。その後、鎌倉市では、開発をしていない、つまり保存の約束をした緑地を市の土地に無償移管しておりますが、逗子市

は無償移管をしていなかったと。それが開発されたということでもあります。それから、これを見ると、現状は逗子市側は風致地区もかかっていないんですか。同じ団地でありながら、鎌倉市は風致地区がかかっていて、風致地区がかかっていれば、樹木の伐採制限から、斜面地の宅造についてはかなりの規制がかかるわけであります。

ですから、私から見ると、今は地方分権になっているわけですから、本来は逗子市みずからがちゃんと都市計画の法規制を運用すればかなりの部分は解決できているはずですので、逆に言うと、国からそこまで回答されていいんじゃないでしょうか。これは逗子市がみずからきちんとやるべき都市計画の法規制を運用してくださいと。国としては踏み込むのは嫌かもしれませんが、やっぱりそのことが根本にありますので、これは逗子市の法規制として、風致地区、緑地保全地区の運用によってご提案の部分は解決可能じゃないですかということまで踏み込むのは、ちょっと言いづらいかもしれませんが、やはりそれはあったほうがいいと思います。

つまり、それを除けば、国庫補助としての比率が高いほうを市町村に自主的に選択させようという議論だと、これはあり得ないんですね。これは特区の制度の趣旨とか、そういう議論以前の話でありまして、やはり地域にできることは地域がするという今の流れでいいますと、市町村が与えられている権限の中でみずからの判断でできることをやるべきだと。多分市町村がやっていただけなので、特区という手段で住民が悲鳴を上げているのかなと、私は逆に理解をしたんです。

そこで思いますのは、やはり今回の景観法のスキームというのは大変おもしろくて、やる気のある自治体は景観法の適用をすると。裏返すと、やる気のない自治体は全部、県でやってほしいというふうになっていまして、私は都市計画法も組み直したほうがいいんじゃないかと。つまり、逗子市がどうしても都市計画法の法規制をやりたくないのであれば、神奈川県が責任を持ってやればよいということでありまして、一つの教訓だと私は受け取っております。

それから、1つは、近郊緑地保全区域の指定区域内については、もともと特別地区の格上げ等を含めているいろいろな措置があるわけです。それから、斜面地の地盤高の制限から含めて、基本的には逗子市がきちんとまじめに取り組みればやれることばかりではないのかなという気がします。今、国と自治体の関係でそういうことを言うのは言いづらいかもしれませんが、どこかでそういうことがないと、おそらく地域住民の方々は、国のほうは特区と言いながら対応してくれないという不満ばかりがたまってくるとなると、お互いにとってもあまりよくない。こういう緑を保全したいという意思はわかりますが、それに対応してどうしたらいいかという筋道の部分については、国でなければ県なのか、ちょっとわかりませんが、そういうあまりそっけない回答だけではなくて、何らかのフォローなりアドバイスなりがあるとよろしいのかなというような感じがいたしました。

感想でございます。

部会長 どうぞ。

神奈川県 F先生から厳しいご指導のお話がありました神奈川県ですが、12年に逗子市を政令市にしていだたいて、鎌倉の名越の切り通しというふうに私も言っていますけれども、景観域の部分を普通地区にまず指定して、特に重要な歴史的な史跡がある部分については特別地区の予定地区ということで、大体想定しておりまして、そこについては、今、地権者との交渉というのを、大分時間はかかっていますが、市としては頑張っ

っておられると。

今回の巡礼古道の場所というのは、枢要な史跡が集中している場所からちょっとずれたところなんですね。F先生がおっしゃったとおりの開発残地等、それから、市のほうに寄贈された緑地のちょうど境のところ当たっておりますので、緑地保全地区などの活用をすれば、おっしゃるとおり、少しの工夫で可能な場所だなというふうに思います。ただ、大分、地元の方たちが騒がれている中で、逗子市の対応としては、そこまでする必要はないというような動きがありましたので、今度、構造特区の話の回答の後、市側がこの部分についてどういうふうに対応するかということについて、私どもも話し合っていきたいと思えます。

部会長 今のご返事は、これは回答は文書でやっておられるわけですか、いろいろ複雑なやりとりがあったというのは。

事務局 一応ルールがございまして、文書でのやりとりという形で、既に3度ほどやりとりをしている形になっております。

部会長 今のことに関してですか。

B委員 私は葉山町に住んでいます。それで、隣が逗子なので。

こういう要請があったことを私は知らなかったんですけども、今おっしゃったとおり、結局、地元の住民が自分の自治体に行ったときに、その市長または町長なりがそういう意識がある方ですといろいろ対応してくれますし、そして議員さんたちも、自分にとってこの地域が大事であれば動いてはくれるんですけども、これだけ少数のところに対して全く動いてくれないわけです。そうすると、結局、駆け込めるところというのも、国に水戸黄門のように印籠を出してもらえないというふうな認識で頼みに来るんだと思うんですね。

今、この地図を見ている中でも、先ほどの3ページのほうで、逗子だけ出ていますけれども、下のところに長柄桜山と出ていますけれども、ここから、その緑の線の下に逗葉新道というところがあります。そのトンネルを出たところで長柄の交差点まで行く間が、これは葉山町なんですけれども、そこも非常にすばらしい緑が残っているところを、今度、トンネルが国際村のほうまでできまして、こここのところは県道になるんですけども、そこで今度開発できるようになっちゃうんですね。そうすると、葉山町に入ったところの玄関口が、とにかく看板は立ち始めましたし、両側で温泉を掘っている人もいれば、とにかくもうゴーサインが出たような感じで、おそらく葉山町のすばらしさもなくなると思うんですけども、結局は、都会にどれだけの距離でたどり着けるかによって、地域はこれからほんとうにこういう点ではいろいろな問題が出てくると思うんですね。

地方ですと、ある意味では地域の活性化のためにみんなが頑張らなければ私たちが大変な思いをするというふうに思っている地域は、やっぱり団結力があるわけなんです。けれども、葉山とか逗子とか、東京との距離が近ければ近いほど、住んでいる方々は地元を見ていないんですね、ベッドタウンみたいになっているわけですから。結局、自治体のトップを選ぶにしても、旧住民と新住民との対立があったり、それが半々になっていたり、逗子市なんて、池子の弾薬庫の問題でもかなり問題になったのもそういうところもありますし、そういう点で、何らかの形で彼らがこういうふうになればできるようになるよというようなことをもっと提案してさしあげれば、おそらくもっといい地域づくりができるのではないかと思うんです。

この三浦半島全体は、昔の三浦一族の、ある意味ではすべてにおいて歴史的な場所でもあるわけですから、例えば逗子市にしても、昔は横須賀市逗子だったんですね。旧海軍のときには海軍のトップの方々は、皆さん逗子に住んでいました。葉山をのいて、そして横須賀市逗子だったので、そういう点では歴史的にも非常に重要な場所でもあるわけで、何らかの形で彼らのお手伝いをしてさしあげてくれたらうれしいなと、私は個人的には思うんですけれども、何かうまいやり方というのではないだろうかなと思います。

ここだけではなくて、先ほども言いましたように、自分の地域の活性化というものをみんなやらなければいけないという地域じゃないところにこういう問題がたくさんあちこちに今、浮上していますので、彼らも古都法に頼れば何とかできるんじゃないかなという気持ちで最後の駆け込み寺としてきっと来られているんじゃないかと思うので。

部会長 お隣の町からの応援演説がありました。

A臨時委員 この長柄桜山の古墳のところは、今、郷土資料館になっていますけれども、これは徳川氏の別荘であって、この向かい側の対岸の景観を含む、大変いい景色のところなんです。住民団体の方が遺跡としてこれを上げていますが、実際はその徳川氏の別荘の景観のほうを重点的に言われたほうが、ここではふさわしいのではないかと思います。

B委員 徳川の別荘の景観ですか。

A臨時委員 はい。徳川將軍の別荘があったところが今、たしか郷土資料館になっているところです。

部会長 事務局。

事務局 国のほうが住民の方から頼りにされているというのは非常に誇るべきことではないかと思っております。私も、ちょうど神奈川県にいたときに鎌倉の三大緑地問題について担当したことがございますし、この逗子の名越の切り通しの問題もそのときいろいろ議論させていただいた経緯がございます。それで、鎌倉の常盤山あるいは広町等々も同じような場所の議論だったと思います。そのときに、古都の指定の区域というのは当然限られるものですから、どういう方法で緑地を保全するのかといったときに、当時から都市緑地保全法がございまして、緑地保全地区をかけることによって対応は可能であったわけですが、行為の規制後の、不許可になったときの土地の買い取り主体が神奈川県だけだったものですから、そのときは、すべて神奈川県のほうに緑地保全地区の指定をしるというような声が、地元の市もそうでしたけれども、住民の方からもそういうご意見を表明された。

それで、私は、たまたま神奈川県から帰ってきて、緑地保全法の改正を担当させていただくことになったんですけれども、こういうことでは、その地域の緑地は絶対守れないというふうに思いました。やはり地元の住民なり公共団体が主体的に取り組むような体制にしない限り、緑地の保全というのはいり得ないということで、緑地保全法の中で、土地の買い取りのときに手を挙げれば地元の市も買い入れることができるような規定に変えたわけなんです。それから鎌倉の緑地の議論というのは、県のほうにただ押しつけるという議論だけではなくて、地元の市としてどうするかという方向に向かっていって、ご承知のように、去年、広町の緑地もきちっと保全するような方向になったわけです。この間、相当の期間がたっているわけです。

そういったことからいきますと、逗子の話も同じようなことで、いろいろ逗子市の状況はあろうかと思いますけれども、やはり地元の市、行政側と住民がきちっとした意思を持

たなくてはいけない。それを活用できる制度はいくらでもあるというのが現状でございますので、それを国にお願いするというで逃げては、なかなか地域の緑地の保全というのは難しいのではないかと、私自身は思っております。そういったこととは関係なくて、これは構造改革特区にかかわる話ですので、これはこれできちっとした形で整理をさせていただいているという現状でございます。

緑地の重要性は、保全を図るといのは私どもの職務でございますので、重々承知した上で、どういうふうに進めていくかということ、やはり現実的な議論の場でいい解決策が求められればいいと思っております。先ほど神奈川県の方から、逗子市の方に対して状況を説明して、逗子市としてどういうふうに取り組んでいくかというようなボールも投げられるということでございますので、そういった動きをこれから見守る中で、地元のほうが緑地保全地区をかけるといったような場合で土地の買い取りというようなことが起こってきた場合は、国として最大限支援をさせていただきたいと思っております。

部会長 ということだそうですね。やっていただきたいと思えます。

それでは、次の資料8、報告事項の、古都保存の現況に移りたいと思えます。

それでは、京都市から順に、簡潔にご報告をお願いしたいと思います。

京都市 京都市でございます。

まず、本市におけます古都保存法に基づく歴史的風土保存区域としましては、昭和41年に約5,654ヘクタールが当初の区域指定を受けておりました、その後、追加指定と、平成8年に区域の一部拡大を行いまして、現在、全体で14区域、約8,513ヘクタールが指定されております。また、特別保存地区としましては、全体で24地区、約2,861ヘクタールが指定されております。

次に、平成16年度、歴史的風土保存区域及び特別保存地区内における行為申請につきましては、昨年12月末現在で、届け出件数が134件、許可申請件数が67件。そのうち、不許可件数が9件となっております。

土地の買入れにつきましては、昭和42年度以来、平成16年12月末現在の延べ事業費は、事務費を除きまして約242億円。買入れ面積の累計は約191ヘクタールとなっております。

次に、本市の課題でございますが、まず第1に、買入れ地の維持、活用の問題でございます。先ほども申しましたように、既に買入れ地は200ヘクタール近くにも及んでおりました、その保存と活用のために道路や水路などの管理施設や公園などの整備を、少しずつではありますが、行っております。しかしながら、管理地の約90%を占める山林の維持管理につきましては、ほとんど手をつけられていないという状態にありまして、古都の風景にふさわしい赤松林の衰退とか、あるいは竹林による侵食など、植生の遷移とともに風致景観の変化が進んできております。

また、昨年は全国的にもたび重なる台風による災害の多い年となりましたけれども、本市におきましても、手入れの行き届いていない管理地内の樹木の倒木等により、隣接する住宅などへの被害が多数発生しておりました、その対応に大変追われたということがございました。台風などの自然災害につきましてはなかなか防ぎ切れるものではないわけですが、そういった被害の発生を最小限に抑えるためにも、経費の問題というものが非常に大きいわけですが、日ごろから適度な間伐を行うなど、維持管理を充実させていく必要があると、このように考えております。

次に、田園景観の保全に係る総合的な施策の問題でございます。先ほども議論の中にありましたけれども、本市の北嵯峨地区におきましては、水田を中心とした田園景観が非常に美しい地域でありまして、これまでも管理道路の整備などに取り組んでまいりましたが、水田耕作に係る、より一層の支援の充実が求められております。歴史的風土にふさわしい農業の維持、継続のための支援策など、昨今の古都保存行政が抱える問題の解決に向けた施策の展開が求められているところでございます。先ほどの中でも減反とか米がつかれないということで、京都の場合はたまたま、グループで酒米をつくっておられるようなこともありまして、少しその分をカバーしているところがあるんですけれども、そういった問題がございます。

さらに、買入事業費につきましても、毎年着実に買入れ申し出を受けておりますので、引き続き事業費の確保に向けて皆様のご支援をお願いしたいと思います。

最後になりますが、昨年12月に、先ほどもありましたけれども、林業に対する皆伐面積の制限規定につきまして施行令の改正が行われたことを受けまして、本市においても歴史的風土保存のための重要な要素である森林の維持、保存を図るため、告示等によりまして必要手続きを進めていく予定をしております。本市にとりましては、平成8年5月の区域拡大以来の悲願ではあったわけですが、ようやくそれが遂げられましたので、非常に感謝しております。

以上でございます。

奈良県 奈良県でございます。

先ほどは、明日香村小委員会の第二次報告としまして、明日香村の目指すべき将来像につきまして、村の貴重な歴史的風土の保存と住民生活の安定、向上及び地域活性化との調和を図るための提言としてご了承をいただきまして、ありがとうございました。今後は、報告に基づきまして、施策の具体化等の村内の取り組みを一体として行っていく必要があり、村、村民の取り組みはもとより、県といたしましても、国の指導、ご支援を仰ぎつつ、歴史的風土と調和した地域活性化策の展開に引き続き努力してまいりたいと考えております。

それでは、資料に基づきまして、奈良県における古都保存の現状について報告をさせていただきます。

昭和41年に古都保存法が制定され、歴史的風土保存区域として、同年、奈良市及び斑鳩町、昭和42年には天理市、橿原市、桜井市及び明日香村が指定されまして、今日まで数度の区域の見直しが行われ、現在、9地区で6,024ヘクタールが区域指定されております。また、歴史的風土の保存上特に必要な枢要な地域とされる歴史的風土特別保存地区につきましては、明日香村を含めまして19地区の4,892.1ヘクタールを指定しているところです。なお、明日香村については、歴史的風土特別保存地区の特例としまして、昭和55年5月に明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法が公布、施行されまして、全体の2,404ヘクタールが特別保存地区として指定されております。

こうした歴史的風土保存区域及び特別保存地区内における本年度の規制に関する実績は、平成16年12月末現在では、届け出は104件、許可申請は165件で、許可が129件、不許可が36件となっております。なお、資料の括弧書きにつきましては、14年度から奈良市の中核市への移行に伴いまして、奈良市での届け出及び許可申請件数に内

数で記載しています。

次に、土地の買入れにつきましては、昭和43年度以来、国の補助を受けながら実施しておりまして、平成15年度末現在の累計は、事業費で約460億円、買入れ面積は約285ヘクタールとなっております。

次に、今後の課題としまして、本県におきまして、買入れ地の管理、活用を上げております。小委員会の報告でも、買入れ土地について、景観に配慮した適切な管理のあり方や集約化等による活用方法等について検討することが必要であると触れられておりますが、買入れが申し入れに基づいている関係がありまして、小規模な買入れ地が点在し、周辺状況もさまざまであることから、特に住宅地周辺等におきましては、除草、樹木の剪定等の管理を行っていく必要があります。しかし、買入れ地の増加に伴い、管理を必要とする面積が増加する一方、昨今の厳しい財政状況下での維持管理費の確保の困難さという問題があり、適切な維持管理の確保が課題となっております。

また、それぞれの地区の特徴を生かした活用を図るため、県では、明日香村において、史跡等の付近や主要道路沿いの買入れ地に草花を植えて歴史的風土の演出を図る「あすかの里花園づくり事業」を実施しております。また、地元レベルでは、棚田を都市住民に、農業体験の場として提供しまして、地区にふさわしい景観の創出に努めていただいているところでもあります。

古都の特色ある歴史的風土を保存して後世に伝えていくためには、こうした保存整備のほか、ボランティア団体等を含めた地域住民の理解と協力のもとに、区域の特色を生かした自発的な取り組みをどのようにして支援していくのが重要ではないかと考えている次第でございます。

以上です。

神奈川県 それでは、神奈川県のご報告いたします。資料8ページでございます。

まず、1の(1)歴史的風土保存区域の指定状況でございますけれども、古都法施行の昭和41年に鎌倉市で5区域、695ヘクタール、指定を受けました。その後、48年に若宮大路の展望台などを含めまして248ヘクタールを追加し、61年には長谷極楽寺地区13ヘクタールも追加指定を受けております。さらに、平成12年3月に鶴岡八幡宮のダンカズラ、それから、先ほどお話のありました緑地保全地区のある南側の区域ですが、常磐山付近、そして、名越の切り通しの逗子市にかかる部分など、逗子市域の約6.8ヘクタールを含む33ヘクタールの指定を受けました結果、現在、989ヘクタールが歴史的風土保存区域として指定を受けております。これは鎌倉市域の約25%に当たりまして、逗子市におきましては0.4%ということになります。

また、買い取りの対象になります特別保存地区につきましては、昭和42年に9地区、226.5ヘクタールを都市計画決定してございます。その後、文化財調査等の結果を踏まえまして、昭和50年4月に、瑞泉寺を取り巻く一帯の山林など39ヘクタールを特別保存地区に格上げいたしまして、昭和63年6月にも305.1ヘクタールの地区の拡大変更を受けております。さらに、平成15年9月に、常磐山の3ヘクタールの拡大を受け、現在では、13地区、573.6ヘクタールということで、保存区域全体の58%について特別地区が指定されております。

次に、(2)の規制区域内の行為申請でございますが、資料記載のとおりでございます。

(3)の土地の買入れ状況ですけれども、特別保存地区について、昭和41年度から

平成15年度までに、国のご支援を受けまして75.5ヘクタールの土地を買い入れました。これに係る事業費は約129億円で、面積は、特別保存地区全体の13.2%に当たっております。

次に、2の今後の課題でございます。京都市さんからも、あるいは奈良のほうからも話がございましたけれども、やはり買い入れ地の維持管理が大変大きな課題となっております。特に鎌倉市の場合、買い入れ地が急峻な斜面となっていることが多くて、今年の台風22号、23号で非常に大きな土砂流出等がございまして、対応に大変苦慮いたしました。今後、こういった災害対策を含め、買い入れ地の維持管理の方策の拡充について抜本的に検討していかなければならないと考えております。

2点目の、特別保存地区の指定拡大についてでございます。これにつきましては、次のページをごらんいただけますでしょうか。先ほどお話の出ました逗子の名越切り通しの格上げの問題でございます。先ほども少し触れましたけれども、この地区につきましては、高さ10メートルの大切岸や100余りのやぐら群など、非常に重要な遺跡群が集中して存在しているということで、現在、逗子市のほうで精力的に地権者さんと交渉しておられるということで、現段階では18年をめどに都市計画決定ができるものと段取りを考えております。

続きまして、2番、鎌倉市緑の基本計画に候補地として位置づけられました地域の指定でございます。この候補地につきましては、現在の特別保存地区と同様な山林でありまして、良好な環境を有した山丘として一体的な歴史的景観を形成してございます。この山林は、歴史的風土の維持に必要な地区であるとともに、地域の展望域となる山でございまして、保全のために重要な地区となっておりますので、現段階では、市の緑の基本計画に候補として挙げられております200ヘクタールのうち、ほぼ半分の100ヘクタールを特別保存地区としての格上げの準備を行っております。地域的には、2枚めくっていただきますと、11ページに黒塗りでつぶしてございますが、これが緑の基本計画で候補地として挙げられている土地でございまして、このうちの約半分を近々特別保存地区として都市計画決定をするという段取りで準備を進めております。

以上です。

滋賀県 次に、滋賀県からご報告申し上げます。

資料の12ページと14ページの図について、古都保存の現況につきまして、まずご報告させていただきます。

大津市の歴史的風土保存区域につきましては、平成16年6月15日に比叡山・坂本地区、近江大津京跡地区、園城寺地区、音羽山地区、石山寺地区の計5地区、約4,557ヘクタールについて指定をいただき、縦覧期間を経まして、8月2日より運用を行っております。

歴史的風土保存区域内の行為申請というところでございますが、現在、区域でございますので、届け出業務ですが、権限移譲により大津市がその事務を行っておりますが、8月2日の効力発生日から12月末までの間の届け出受理件数は61件となっております。内容といたしましては、保存区域の指定の際に既に住宅地として開発されておりました地区内における一戸建て住宅の新築がほとんどでありまして、これらの地区は風致地区とも重複しておりますことから、風致地区条例とあわせて大津市のほうで指導を行っているところでございます。全体の中で80%に当たる49件が建築物の新築、増築、改築でございま

す。

次に、今後の課題でございますが、おかげさまで、先ほどもご報告がありましたとおり、大津市歴史的風土保存計画の答申、告示をいただいておりますので、今後の課題といたしましては、1番として、歴史的風土特別保存地区の早期指定と、2番といたしまして、各種施策との連携による古都大津の歴史的風土の維持保存を掲げております。

まず、(1)の歴史的風土特別保存地区の早期指定でございますが、西教寺、比叡山延暦寺、日吉大社、近江神宮、園城寺、石山寺につきまして、歴史上重要な文化遺産を有する古都大津の中核の地域として位置づけることができることから、特別保存地区指定の有力候補地として考えております。これらの主要社寺に対しましては、大津の古都指定の段階から、県、大津市が一緒になって、機会あるごとに直接出向き、国や県、市の事務の作業の状況や古都法の内容等、情報提供を行ってきております。特別保存地区指定に関するその際の感触といたしましては、総論としては賛意を示されておりましたが、ただ、個別적으로는墓地開発等に関する思惑などから十分な意見交換をしてほしい等の要請を受けている社寺もございます。このようなこともありますため、今月中にも大津市素案というべきものを整理いたしまして、特別保存地区案をもって、今回の政令改正の内容も説明しながら、大津市とともに主要社寺等への説明に出向くこととしております。

このような説明、情報提供等をできるだけ丁寧に行いながら、地権者の方々の理解が深まるよう努めてまいることとしておりますが、今後のスケジュールといたしましては、地権者等関係者や関係機関のご理解を得た上で、17年度中に行われます県都市計画審議会へ諮問しまして、答申の上、早期に決定、告示まで持っていきたいと、そのように考えているところでございます。

次に、(2)の各種施策との連携による古都大津の歴史的風土の維持保存でございますが、古都大津の歴史的風土の維持保全のためには、古都法に基づく施策に加えて、まちづくりや歴史景観づくりに関する他の法令や施策等の連携が非常に重要であると考えております。このようなことから、県においては昨年12月の県議会におきまして、屋外広告物条例の改正を行い、歴史的風土保存区域を屋外広告物の表示掲出の禁止区域にいたしました。また、県全体での景観に対する施策にかかわる問題でございますが、平成17年、ことしの1月28日の県都市計画審議会において、景観法の活用方策に関する基本的な考え方を諮問しております。これによりまして、20年にわたる、県が独自で進めてまいりました風景条例の取り組みを加味しながら、景観法を活用していく方策と、古都の維持保存の方策とを含めた滋賀県景観づくりの基本方針、市町が主体となった景観づくりのあり方等について、今年度中に答申を得たいと考えております。

なお、景観法の運用については、もちろん市町が主体となることが望ましいとのことです。県としての基本方針を定める前であっても、既に景観に関する条例をお持ちの市町や、これから進めていこうとする意欲のある市町が景観行政団体になる場合には、県は積極的に同意を行っていく考えでございます。このため、県では、景観法第7条3項、1項ただし書きの規定に基づく滋賀県知事同意の手続きに関する要項を定めまして、とりあえず、特に景観行政団体への強い意向を示しておられます大津市、近江八幡市、彦根市が協議できるような体制を整えてまいります。

各市の動き等については13ページにございますので、それをご紹介させていただきます。

まず、滋賀県においては、先ほど申しましたように、風景条例がございますが、来年度、17年度に、今までの独自条例の内容も一部加味した景観法に基づく条例を策定いたしまして、今まで地域指定もしておりますので、市町との協議、及び地域住民への説明の上、景観計画の策定及び新条例の施行を行い、今までの風景条例を廃止する、このように考えております。上記について、先ほど申しましたように、景観審議会及び都市計画審議会で継続審議中でございます。

近江八幡市におきましては、近江八幡市風景づくり条例をことしの3月に制定する予定をしておりまして、その前段階でございますが、間もなく県に対し、景観行政団体についての協議を行いまして、県から同意、今年度中に景観行政団体となる見込みでございます。

それから、大津市におきましては、古都大津の風格ある景観をつくる基本条例が16年3月に制定されまして、近江八幡市と同じように、間もなく県に対し協議が行われますので、今年度中に景観行政団体となる見込みでございます。なお、現在、景観計画の策定中でありまして、市景観審議会で審議が進められております。

彦根市におきましては、平成7年9月に、快適なまちを創る景観条例が施行されまして、県の風景条例と調整しているわけでございますが、長年務められました市長が退任されず、4月に新しい市長選によりまして信任された新市長の方針をまって、県に対し景観行政団体についての協議を行う予定と聞いております。その後に景観計画の策定、新条例への移行を進める予定でございます。

長浜市につきましては、北国街道（黒壁周辺）、大通寺など中心市街地の景観形成を図るために、景観法の活用方策を平成17年度施策として策定の予定でございます。

なお、その他、土山町、マキノ町、山東町は、以前から景観法によらない独自の景観に関する条例を持っておりますけれども、甲賀市については、昨年10月1日、高島市についてはことし1月1日、米原市はことし、間もなく2月14日にこれらの町と合併する予定をしておりますが、土山町については全域が条例の対象区域、あとの2つの地域については、旧町の範囲内で対象適用地域となる予定をしております。50市町村が、現在33市町になる予定でございますが、今後さらに合併協議が進んでいるところが全部合併いたしますと、17になる予定という状況でありまして、新年早々、新しい組織のもとに、県から会議の場で再度、景観法について説明を行いまして、新しい市に景観行政団体に関する情報を流し、同意方針を説明するなどして積極的に指導してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

部会長 では、ただいまの各報告につきまして、何かご質問、ございますでしょうか。

F委員。

F委員 質問というよりは、感想といいますが、意見でございますけれども、今、それぞれを伺ってしまして、古都保存行政は約40年ぐらいたつと思うんですが、やはり非常に大きなストックがもうできてきたのではないのかなという感じがいたします。1つは、買い入れ地のストックがございまして、逆にストックができたことに伴う新しい悩みができてきたということでもあります。やはりその維持管理の問題、あるいは、どうしても日本の地形上からの、台風等があった場合どうするかとか。従来は、開発に対していかに保全するかということが大きな課題だったんですが、かなりそれは成果を上げてきたということで、一区切り時代がたって、そうすると、また新たな課題が出てくるということござい

まして、これは、国、また地元自治体で、ご苦労は多いとは思いますが、ぜひいろいろ頑張ってもらいたいという印象でございます。

もう一つは、きょう滋賀県から景観行政のお話がありましたが、前回は安藤副知事から大変熱心なご発言がありまして、やはりこれも古都保存の理念の全国展開という一つのあらわれだと思えますね。従来の古都法は、どうしても開発の手から守るということがありましたから、市街地の周辺の山林、樹林地、社寺仏閣、文化財が存在する、主にその周辺の樹林地に対して厳しい規制をかけるということだったと思いますが、肝心の市街地の部分をどうするかというのは古都保存行政の規制の網の外でございます。今まさに、一番難しい場所ではありますが、その市街地部分を含めてどうするのかということで、景観法ができたわけでございますが、その運用とかも含めて、また一つ新しいといえますか、難しいといえますか、そういう課題が多分出てきたんだらうということで、大分大きな転換点かなという気がしております。

そういうこともありまして、従来の高度成長期の古都保全行政と課題が大分異なってきたという印象を持ってしまして、私の西暦と昭和の計算ミスでなければ、1966年、昭和41年が古都保存法ですから、考えてみますと、来年が40周年ですね。ですから、何かきちんとその成果をまとめたり、また、今後の展開に向けて国としても、例えば高階部会長を担いでシンポジウムを開くとか、いろいろ含めて何かそろそろお考えになってもいいのではというのが、きょうの印象でした。

案外、専門家の間でも、審議会の委員になれば、こういう資料をいただいてわかるんですが、私もなる前はぼわっとした知識しかなかったということで、確かにインターネットには出ているんですけども、そういうものとは別で、もうちょっと古都保存行政の成果と今後の展開というのは、国として、また関係自治体の方々と一緒になって、いろいろPRしていいんじゃないかなというのが私の率直な実感でございます。

以上です。

部会長 ありがとうございます。

ほかに特にございませんでしょうか。

特に他にご質問もないようですので、この程度とさせていただきます。

では、以上をもちまして、本日の審議を終了とさせていただきます。事務局のほうに議事進行をお返しいたします。

事務局 部会長、どうもありがとうございました。

あと、資料の9から11は参考資料ということでございますので、お持ち帰りいただければと思います。

挨拶

それでは、閉会に当たりまして、都市・地域整備局長から皆様方に一言ごあいさつを申し上げます。

都市・地域整備局長 本日は、お忙しいところ、歴史的風土部会のご審議にご参加いただき、また、大変ご熱心にご討議いただきまして、まことにありがとうございます。

まず、本日、部会でご了承いただきました明日香村小委員会第二次報告、委員長に大変にご尽力いただいたわけでございますが、この貴重なご提言をいただきまして、今後の行

政に着実に反映してまいりたいと考えております。

また、古都保存行政の理念の全国展開につきましても、大変貴重なご意見を賜りました。今後設置されます小委員会におきまして、いろいろなご議論をいただき、またご報告をさせていただきますしたいと思います。

最後に、この場をおかりいたしましてご報告させていただきますが、部会長におかれましては、今月末までとなっております今期をもちまして、社会資本整備審議会の委員をご退任されると、このような予定になっております。先生におかれましては、この審議会の前身でございます歴史的風土審議会の時代より、長きにわたって古都保存行政について大変なご指導を賜ってまいったわけでございます。また、この古都保存行政が国土交通省の所管行政になりましてからは、社会資本整備審議会の都市計画・歴史的風土分科会の分科会長として、また、この歴史的風土部会長として、今回の大津市の古都指定をはじめとしまして、都市計画行政、古都保存行政に対しまして大変ご尽力を賜りました。改めて厚く御礼を申し上げますとともに、今後ともよろしくご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます次第でございます。

最後になりますが、委員の皆様方におかれましては、今後ともご指導を賜ることをお願いいたします。私のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

事務局 ただいま局長のあいさつにもありましたように、部会長におかれましては2月26日付で任期満了ということになりますので、最後に一言、部会長から、ごあいさつをいただけますでしょうか。

部会長 いろいろこの歴史的風土部会の皆様にもお世話になりました。私、つたない部会長でございましたが。皆様のご協力できょうまで務めさせていただいたことを厚く御礼申し上げます。また、事務局の方にもいろいろとお世話いただきました。

私個人といたしましては、この歴史的風土部会、社会資本整備審議会に参加することによって、いろいろ、今まで知らなかったことを学ばせていただきましたし、また、大津を初めといたしまして、いろいろなところに実際に伺って、大変寒い比叡山も経験したりいたしました。そういうことも私にとっては大変勉強になりました。

委員の皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、これからもよろしくお願ひしたいと思います。これまでのご協力、そして、事務局の皆様のご支援、どうもありがとうございました。(拍手)

事務局 部会長、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第8回の歴史的風土部会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉 会